

# 伊東市子ども・子育て支援事業計画策定

## 1 計画の要旨

- 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定する。
  - 本計画は、子ども・子育て関連3法及び国の基本指針に即し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び子ども・子育て支援業務の円滑な実施に関する計画とする。
  - 市における本計画の位置付けは、市総合計画の分野計画であり、関連する市の保健・医療・福祉・教育分野の計画及び方針との整合を図ったものとする。
  - 今回の計画期間は、平成32～36年度（西暦2020～2024年度）の5年間とする。
-

## 2 計画の策定体制

- 市は、子ども・子育て会議の意見を踏まえ、計画を決定する。
- 子ども・子育て会議は、市の諮問を受けて計画策定（改定）とともに、施設利用定員の設定のほか、計画の推進にかかる調査及び審議を行う。運営事務は担当課が行う。
- 計画策定（改定）及び事業実施に当たっては、市民（保護者等）、関係者等の意見を聴くものとする。

